

泉小学校 いじめ防止基本方針

(令和6年4月改定)

土岐市立泉小学校

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネット関係も含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける重大な人権侵害行為である。すべての子どもたちが安心して生活し、ともに学び合う環境を社会全体でつくっていくために、学校、家庭、地域社会が連携し、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努め、いじめの防止と早期発見および対処に取り組まなくてはならない。「いじめ防止対策推進法」及び「土岐市いじめ防止基本方針」をふまえ、本校のいじめに対する基本認識と防止等に関する内容を以下に示す。

< いじめに対する基本認識 >

いじめは決して許されないことである。しかし、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識し、教職員及び家庭、地域の人々等すべての関係者が連携して防止と早期発見及び対処にあたり、いじめ問題を克服していく。

< いじめを許さない学校づくり「いじめの防止」 >

「いじめは絶対に許されない」という認識を、学校教育全体を通して子ども一人一人に徹底指導する。また、道徳教育・人権教育・情報モラル教育・体験教育の推進により、子どもの豊かな心の醸成と自己有用感・自己肯定感の向上を図るよう継続的な指導と個に応じた支援を進める。児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。

< 道徳教育 >

- 授業を核とした心の耕し
- ・親切、思いやり
- ・友情、助け合い
- ・生命尊重
- 学校教育全体の中で推進
- ・朝の会、帰りの会
- ・諸行事、諸活動

< 人権教育 >

- 全教育活の中での人権尊重に基づく指導
- ・自己啓発力、認識力、行動力
- ・人権週間での取組
- ・違いがあっても、互いを認め合う
- ・朝の会と帰りの会
- G Tによる講話※

< 情報モラル教育 >

- 授業の中でのモラル指導
- ・「情報はなのき」での計画的な指導
- 特設指導
- ・G Tによる講話※
- チャンス指導
- ・発生事案に対する指導

< 体験教育 >

- 個の確立と集団の育成
- ・豊かな体験
- ・話し合い活動の重視
- ・委員会や係活動の活性化
- ・行事を通じた個の伸長と互いの立場の尊重
- ・規律やルール学習

※G T：ゲストティーチャー

< 早期発見・早期対応への取組 >

日常から子どもが発する情報を見逃さず、いじめの早期発見に努める。また定期的にいじめ等のアンケート調査を実施するとともに、個人面談や教育相談等を通して、子どもの悩みや保護者の不安を把握し、改善・解決にあたる。教職員は、管理職等へいじめに係る情報を迅速に報告し、組織的な対応をする。

< 早期発見 >

- ・休み時間での言動観察（遊び、話し合い、練習等）
- ・連絡帳や電話等における把握
- ・報告と相談

< 定期的調査 >

- ・年3回のアンケート調査(6,10,2月) 5年または、卒業まで保管
- ・学校評価において目標の達成状況进行评估

< 個人面談・教育相談 >

- ・チャンス相談、呼び出し相談、自主相談
- ・アンケート調査後の相談とケース会議の開催
- ・毎週定例的教育相談委員会
- ・SOSの出し方教育
- ・保護者との個別懇談（定期と適宜）
- ・継続的な見守り（再発防止）

< 共通理解・体制の整備 >

- ・職員研修会
- ・職員会議
- ・毎週の打合せ

< 解消の定義 >

- ・いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続
- ・被害児童および保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談により確認

< 学校・家庭・地域社会と連携した取組 >

地域をあげて子どもを守り育てるために、学校や家庭、子どもの健全育成にかかわる関係団体・機関等が連携し、情報交換と行動連携に努める。同時にいじめ防止の啓発やいじめ防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上、ネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。P T A総会にて、「学校いじめ防止基本方針」の説明と文書配付を行う。ホームページに掲載する。

< 連携 >

- ・P T A、泉町青少年育成町民会議、小中連絡協議会

< 情報交換と行動連携 >

- ・懇談会やP T A会議、学校報等、「泉町笑顔の集い」

< 人材の確保と資質の向上 >

- ・行事、集い、活動を通して、子どもへの関心と目を向けていただく

< いじめに対する措置 >

特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。児童の社会性の向上や、人格の成長に主眼を置く。

- ・いじめの行為を制止
- ・真摯に傾聴
- ・安全を確保
- ・児童にとって信頼できる人と連携、寄り添う体制づくり
- ・学校と保護者の連携、継続的な助言や支援
- ・互いを尊重し、認め合う人間関係の構築（集団づくり）

< 地域との連携および重大事案への対処 >

いじめ問題の解決に向けて学校への支援を図るとともに、学校・家庭・地域社会が連携を深め、社会全体で子どもの健全育成に取り組む体制を整える。また、重大事態等予見・発覚した場合には速やかに「いじめ問題対策委員会」を設置し、解決に向けて動く。いじめ問題対策委員は、学校関係者と地域有識者から学校長が選任する。

「申立て」があったときは、重大事態が発生したものとして、市教委へ報告し調査にあたる。

< 健全育成に取り組む体制 >

- 泉町青少年育成町民会議
- 本部会、運営協力委員会、自治部会、家庭・環境部会
- P T A活動
- 学校運営協議会（泉小推進委員会）

< いじめ未然防止・対策委員会 >

- 関係機関からの代表で組織
- ・校長、教頭、生指
- ・P会長、P特別委員会委員長
- ・学校運営協議会委員、S C、主任児童委員、警察、市教委